平成19年度食育推進施策
（食育白書）

〔概　要〕

内　閣　府

この報告書は、食育基本法（平成17年法律第63号）第15条に規定する「食育の推進に関して講じた施策に関する報告書」であり、政府が毎年国会に提出しなければならないとされているものである。

その内容としては、平成19年度に講じた食育推進施策について、「食育推進基本計画」（平成18年3月31日食育推進会議決定）に基づき、「国民運動としての食育の推進」を中心に各項目を整理し、説明している。

目　　次

1　国民運動としての食育の推進 ……………………………………………………2

2　家庭における食育の推進……………………………………………………12

3　学校、保育所等における食育の推進…………………………………………13

4　地域における食生活の改善等のための取組の推進…………………………15

5　生産者と消費者の交流の促進、環境と調和のとれた
　　農林漁業の活性化等…………………………………………………………17

6　食品の安全性に関する情報提供の推進………………………………………18

7　調査、研究その他の施策の推進………………………………………………19

1　国民運動としての食育の推進

（1）食育推進施策の基本的枠組と動向

●食育基本法

○近年の我が国の食をめぐる状況の変化に伴う様々な問題に対処していくため、平成17年6月、「食育」に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力のある社会の実現に寄与すること等を目的として、食育基本法が公布された。

○食育基本法では、食育は、生きる上での基本であって、教育の三本の柱である知育、徳育、体育の基礎となるべきものと位置づけられるとともに、様々な経験を通じて、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てるものとして食育の推進が求められるとされている。

●食育推進基本計画

○食育基本法では、食育推進会議が食育推進基本計画を作成するものとすることが定められており（第26条第２項第１号）、これを受けて、平成18年３月に「食育推進基本計画」が決定された。

○この基本計画は、平成18年度から22年度までの５年間を対象とし、食育の推進に関する施策についての基本的な方針、食育の推進に当たっての９項目の目標値を掲げるとともに、食育の総合的な促進に関する事項として取り組むべき施策等を提示している。

○平成19年度は、基本計画の２年目であり、計画に掲げられた様々な施策を実施した。

●食育推進施策の推進体制

○食育を国民運動として推進していくためには、国、地方公共団体による取組とともに、学校、保育所、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティア等の様々な立場の関係者による地域の特性を生かした多様な活動の展開と相互の緊密な連携協力が極めて重要である。

食育推進体制

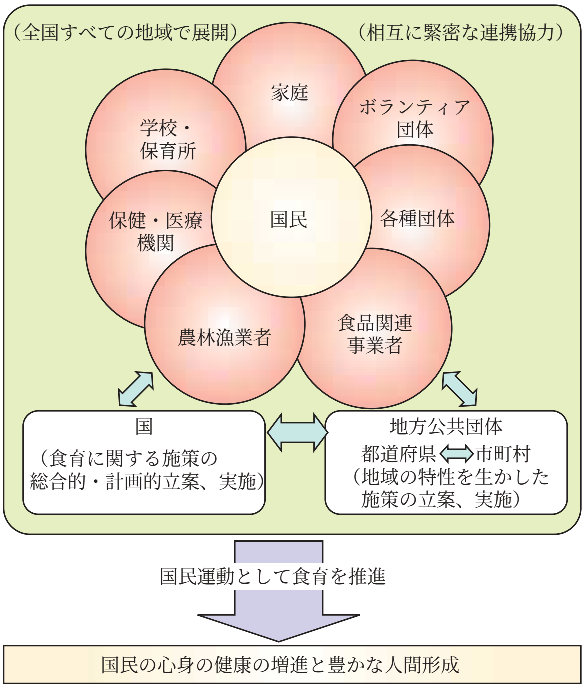

●食育推進基本計画の目標と現状

○「内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）を認知している国民の割合」が現時点において目標値を超え、ボランティア数が33万人（17.9%増）に増加するなど、平成22年度までに達成することを目指した目標値に向けて順調に推移しているものがある一方で、「朝食を欠食する国民の割合（20歳代男性、30歳代男性）」、「教育ファームの取組がなされている市町村の割合」など目標値との乖離がみられ、一層の取組が求められる項目もある。

食育推進基本計画における食育の推進に当たっての目標値と現状値

平成20年9月現在

	《基本計画策定時の値》	《現状値》	《目標値（平成22年度）》
1. 食育に関心を持っている国民の割合	69.8%[*1]	75.1%[*2]	90%以上
2. 朝食を欠食する国民の割合	子ども　：4.1%[*3] 20歳代男性：29.5%[*5] 30歳代男性：23.0%[*5]	子ども　：3.5%[*4] 20歳代男性：30.6%[*6] 30歳代男性：22.8%[*6]	子ども　：0% 20歳代男性：15%以下 30歳代男性：15%以下
3. 学校給食における地場産物を使用する割合	21.2%[*7]	23.7%[*8]	30%以上
4.「食事バランスガイド」等を参考に食生活を送っている国民の割合	58.8%[*9]	56.7%[*2]	60%以上
5. 内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）を認知している国民の割合	77.3%[*9]	87.6%[*2]	80%以上
6. 食育の推進に関わるボランティアの数	28万人[*10]	33万人[*11]	20%UP
7. 教育ファームの取組がなされている市町村の割合※		0.4%[*12]	60%以上
8. 食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合	45.7%[*13]	57.6%[*14]	60%以上
9. 推進計画を作成・実施している都道府県及び市町村の割合		都道府県：95.7%(100%)[*15] 市町村　：15.0%(26.5%)	都道府県：100% 市町村　：50%以上

（参考）教育ファームの取組を行っている主体がある市町村の割合　65%[*12]

（　）内数値は作成中を含む割合

＜資料＞
＊1　平成17年7月「食育に関する特別世論調査」（内閣府）
＊9　平成19年3月　＊2　平成20年3月「食育に関する意識調査」（内閣府）
＊3　平成12年度　＊4　平成17年度「児童生徒の食生活等実態調査」（(独）日本スポーツ振興センター）
＊5　平成15年　＊6　平成18年「国民健康・栄養調査」（厚生労働省）
＊7　平成16年度　＊8　平成17年度（文部科学省学校健康教育課調べ）
＊10　平成18年度　＊11　平成19年度（内閣府食育推進室調べほか）
＊12　平成19年度「農林漁業体験学習の取組（教育ファーム）実態調査」（農林水産省）
※市町村等の関係者によって計画が作成され様々な主体による教育ファームの取組がなされている市町村の割合
＊13　平成17年度　＊14　平成19年度「食品安全確保総合調査」（食品安全委員会）
＊15　平成20年6月末日現在（内閣府食育推進室調べ）

（２）食をめぐる意識と実践の現状

◆国民の食育に関する意識

●現在の食生活に関する満足度

○平成20年６月の「国民生活に関する世論調査」によると、食生活に関する満足度は79.5%であり、住生活など他の生活面での満足度（住生活75.3%、耐久消費財66.1%、自己啓発・能力向上55.3%）に対し、高い。

○日常の食生活で悩みや不安を感じている人は44.3%で、男性32.7%、女性53.2%と女性でその割合が高い。悩みや不安の内容については、「食品の安全性」が81.0%と高く、次いで「家族の健康」（50.7%）、「自分の健康」（46.4%）の順である。

●食をめぐる状況の変化ー子どもの頃と現在ー

○食をめぐる状況について、子どもの頃と現在との変化で、“増えたり、広がったりしたもの”は、「食品の安全性への不安」（66.4%）、「食品の購入（飲食）のしやすさ」（55.8%）、「食に関する情報」（55.4%）の順で、“減ったり、狭まったりしたもの”は、「食卓を囲む家族の団らん」（47.2%）、「地域性や季節感のある食事」（32.7%）、「食事の正しいマナーや作法」（30.8%）の順である（図表-1）。

○今後の食生活で特に力を入れたいこととしては、「栄養バランスのとれた食事の実践」が56.8%、「食品の安全性への理解」が51.6%と高く、以下、「食べ残しや食品の廃棄の削減」（40.1%）、「規則正しい食生活リズムの実践」（37.0%）、「家族や友人と食卓を囲む機会の増加」（36.0%）の順である（図表-2）。

図表-1　食をめぐる状況の変化　―子どもの頃と現在―

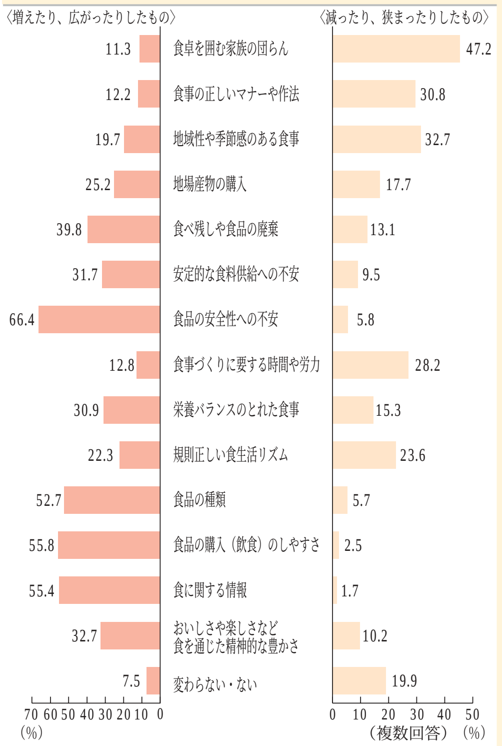

資料：内閣府「食育に関する意識調査」（平成20年３月）

図表-2　今後の食生活で特に力を入れたいこと

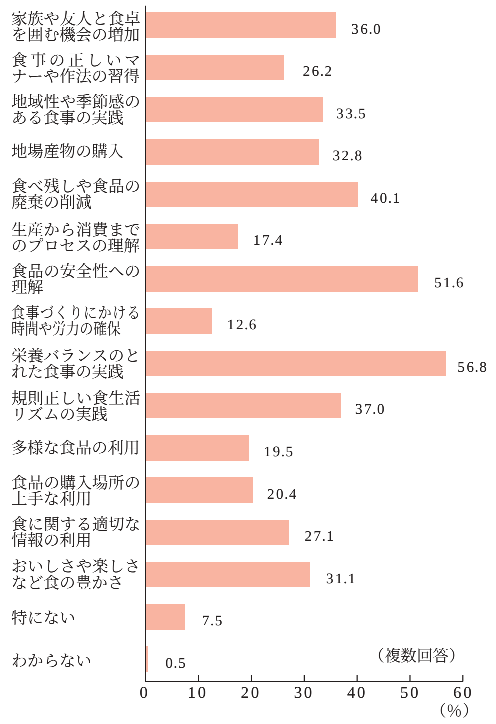

資料：内閣府「食育に関する意識調査」（平成20年３月）

●日頃の食生活の実感

○日頃の食生活で６つの面について実感することがあるかどうか尋ねたところ、いずれも実感することがあると答えた人の割合は高く、特に「健全な食生活は生活習慣病の予防につながる」、「食生活は生産者をはじめ多くの人々の苦労や努力に支えられている」ことを実感することがある人の割合は９割を超える（図表-3）。一方、「地域にはその土地の伝統的行事や気候等と結びついてはぐくまれてきた食文化がある」ことを実感する人の割合は67.7％と相対的に低い。

図表-3　日頃の食生活での実感

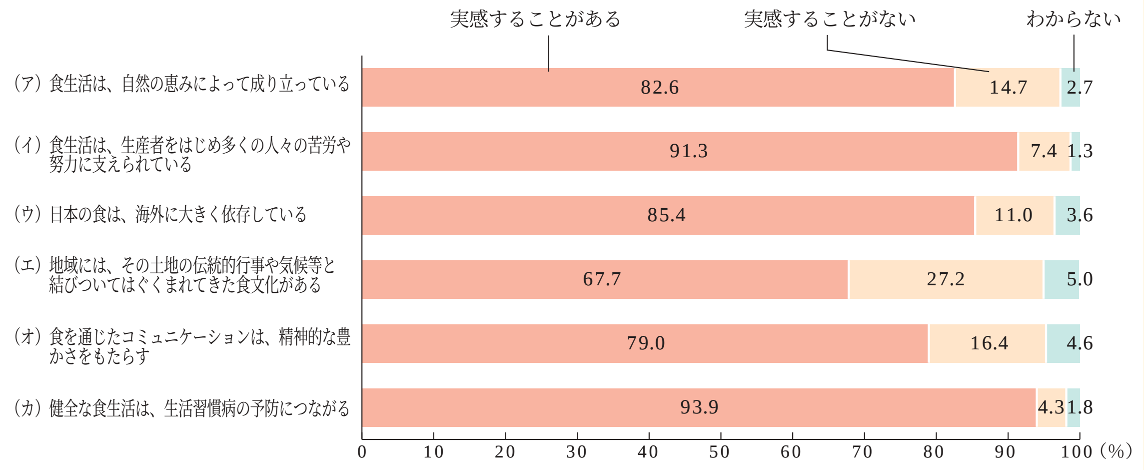

資料：内閣府「食育に関する意識調査」（平成20年３月）

●地域や家庭で受け継がれてきた料理や味の伝承

○郷土料理や伝統料理など地域や家庭で受け継がれてきた料理や味で次世代に「伝えたいものがある」とする人は67.8％であり、「伝えたいものがあり実際に伝えている」人は34.6％である（図表-4）。

○居住地域への「愛着を感じる」人は57.7％、「まあ愛着を感じる」人は31.4％で、これらを合計すると９割近い。

○「愛着を感じる」とする人では、次世代に伝えたい料理があり、実際に伝えている割合も高かった。

図表-4　地域や家庭で受け継がれてきた料理や味の伝承

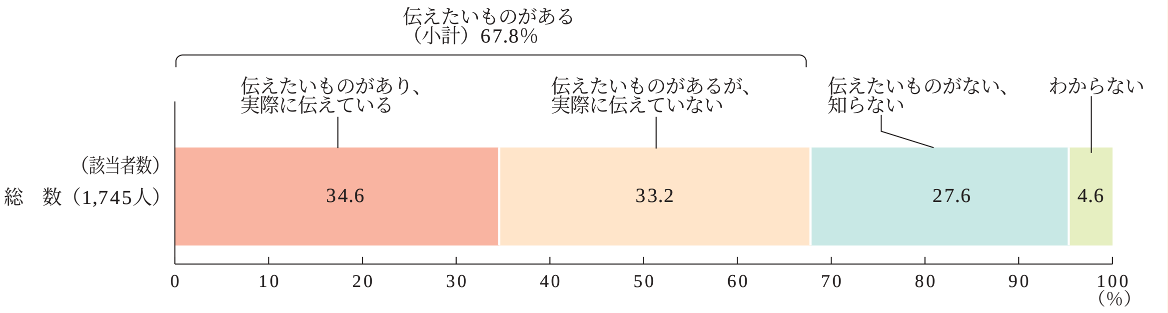

資料：内閣府「食育に関する意識調査」（平成20年３月）

◆食に関する指標にみる都道府県ごとの現状

○食育の推進に当たっては、国民の食生活において、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加などの問題とともに、豊かな自然のもとではぐくまれてきた地域の多様性と文化の香りあふれる「食」が失われる危機にあることに配慮し、国民運動としてその推進に取り組むことが緊要の課題とされてきた。

○こうした食をめぐる現状について、関連する指標を用いて、全国的にみた都道府県ごとの状況を示すため、４区分で色分けを行い、日本地図上に示した。

●健全な食生活の実践

①肥満者の割合　肥満は糖尿病等各種疾病の危険因子であり、肥満予防は疾病発症の予防につながる。肥満者の割合は、全国平均（平成13～17年、年齢調整）で20～69歳男性29.3%、40～69歳女性26.6%である。肥満者の割合が男女ともに低いのは、東京都、神奈川県、大阪府など都市部を中心とした地域である。

②脂肪エネルギー比率　脂肪からのエネルギー摂取割合（脂肪エネルギー比率）の目標量は、日本人の食事摂取基準（2005年版）によると、20歳代で20%以上30%未満、30～40歳代で20%以上25%未満である。脂肪エネルギー比率が20～49歳の男女でともに低いのは、青森県や岩手県、熊本県や鹿児島県など、東北北部や九州南部を中心とした地域である。

③野菜の摂取量　野菜の摂取量は、全国平均（平成13～17年、年齢調整）で成人男性296.1g、成人女性282.1g である。なお、21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）での目標量は350g 以上とされている。野菜の摂取量が男女ともに高いのは、岩手県、宮城県、秋田県をはじめ東北地方を中心とした地域である。

④運動量（歩行数）　日常生活において運動量を増やすためには歩行を中心とした身体活動を増加させることに心がける必要があり、歩行数の全国平均（平成13～17年、年齢調整）は、成人男性で7,525.5歩、成人女性で6,662.6歩である。歩行数が男女ともに多いのは、東京都、神奈川県など都市部を中心とした地域である。

●子どもの食生活と健康

⑤子どもの朝食の状況　平成20年度「全国学力・学習状況調査」によると、“朝食を毎日食べている児童・生徒の割合”は、児童（小学校６年生）で87.1%、生徒（中学校３年生）で81.2%である。いずれの都道府県でも、中学生では、小学生に比べて、毎日食べている割合が少なくなっている。朝食を毎日食べている割合が児童で90.0%以上、生徒で86.0%以上といずれも高いのは、岩手県、新潟県、長崎県である。

⑥子どもの肥満　平成19年度「学校保健統計」によると、“肥満傾向児の出現率（12歳）”は、男子12.41%、女子9.67%である。男女ともに肥満の割合が少ないのは、福井県、滋賀県、京都府である。

⑦子どものむし歯　平成18年度「３歳児歯科健康診査」結果による“一人当たり平均むし歯数”は、全国平均で1.16本である。また、平成19年度「学校保健統計」による“12歳の永久歯の１人当たり平均むし歯（う歯）数”は、全国平均で1.60本である。平均むし歯数が３歳児で1.0本未満、12歳の永久歯で1.5本未満と、いずれもむし歯数が少ないのは、東京都、神奈川県、

岐阜県、静岡県、愛知県、兵庫県、広島県、山口県である。

●地域での実践

⑧栄養教諭の配置人数　学校における食育を推進するための食に関する専門家である「栄養教諭」は、平成20年４月現在、全国での配置人数は1,886人である。配置人数が100人を超えているのは、北海道、京都府、大阪府、兵庫県、鹿児島県である。

⑨市町村食育推進計画の作成率　市町村において食育推進計画を作成した割合は、平成20年６月現在、全国平均で15.0%である。食育推進基本計画では、平成22年度までに50%以上とすることを目標としている。作成率が30%を超えているのは福井県、島根県、香川県、長崎県である。

⑩食料自給率（カロリーベース）　食料自給率の全国平均は40%（平成19年度概算値）であり、平成18年度の都道府県別食料自給率をみると、北海道をはじめ、秋田県、山形県など東北地方で、高い自給率を維持している。

〈都道府県マップの一例〉

①肥満者の割合　肥満者の割合が男女ともに低いのは、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、大阪府

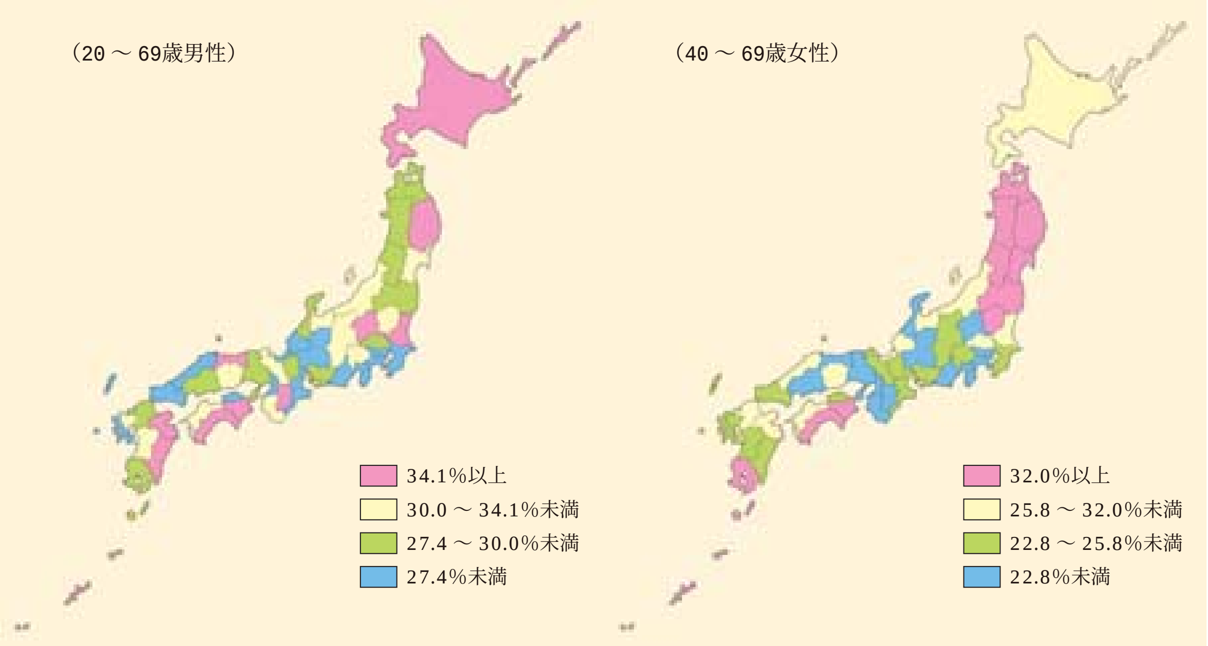

資料：平成19年度厚生労働科学研究「都道府県等の生活習慣病リスク因子の格差及び経年モニタリング手法に関する検討」

（３）食育推進運動の展開

◆国における食育推進運動の展開

●食育の周知の状況

○「食育」という言葉について、平成20年３月「食育に関する意識調査」では、言葉を知っていた人の割合は74.0％（「言葉も意味も知っていた」41.0％と「言葉は知っていたが意味は知らなかった」33.0％との合計）で、平成19年３月調査と比較すると、8.8％増加した（図表−5）。

図表−5　食育の周知度

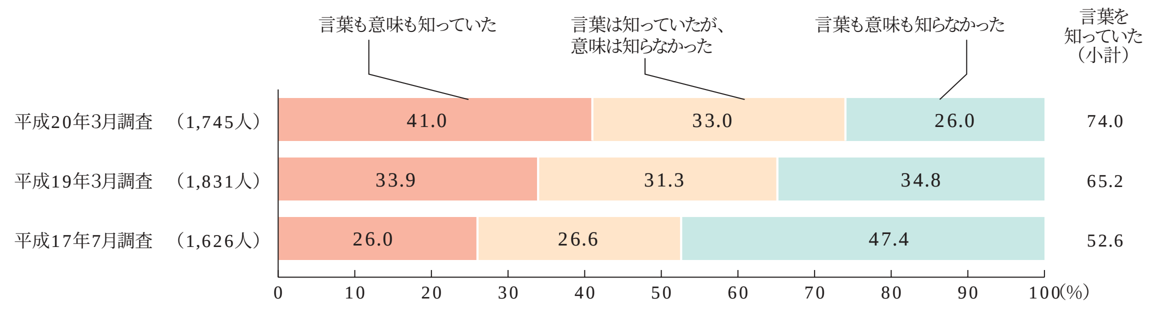

資料：内閣府「食育に関する意識調査」（平成20年３月）

●「食育月間」の取組

○平成20年度の「食育月間」では、重点的に普及啓発を図る事項として、「食を通じたコミュニケーション」、「バランスの取れた食事」、「望ましい生活リズム」などを掲げ、全国的な食育推進運動の展開を図った。

○平成20年度食育推進に関する標語については、全国の子どもから約９万点の応募があり、審査で選定された作品は、食育推進の広報ポスターなど各種広報媒体を通じて啓発普及を図った。

○「食育月間」における全国規模の中核的なイベントとして、内閣府と群馬県の共催により、平成20年６月に、第３回食育推進全国大会を開催した。

○食育推進運動を継続的に展開し食育の一層の定着を図るため、毎月19日の「食育の日」には、各地で、様々な機会をとらえた広報啓発活動が展開された。

◆第３回食育推進全国大会◆

食育推進全国大会は、食育推進運動を重点的かつ効果的に実施する「食育月間」における全国規模の中核的なイベントである。

第３回大会は、内閣府と群馬県の共催により、６月７日（土）、８日（日）の両日、群馬県前橋市で開催された。

関係者の協力の下、開会式、食育標語の表彰をはじめ、講演・シンポジウム等の様々なイベント、約130のブースによる多彩な展示や体験活動コーナーが催され、２日間で約２万８千人の来場を得た。

〈主な講演会・シンポジウム等〉

○講演「子どもを元気にする家庭料理とは」

○パネルディスカッション「食育の原点！子どもの育ちを家庭・社会で支える」

○講演「口福が幸福に〜今こそ食育を〜」

○講演「家族の食育をはじめましょう」

○シンポジウム「ぐんまの食卓・世界の食卓」

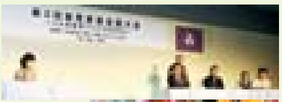

パネルディスカッション

体験活動コーナー

展示・体験会場

◆地方における食育推進運動の展開

●市町村の食育推進計画づくり

○食育を国民運動として推進していくためには、全国各地において取組が進められることが必要であるため、食育基本法においては、都道府県とともに市町村に対しても、推進計画を作成するよう努めることを求めている。

○内閣府では、平成20年５月に「地域の特性を生かした市町村食育推進計画づくりのすすめ」とする参考資料をとりまとめた。

○その中では、計画づくりの手順(例)に沿って、地域の特性を生かした計画づくりを進める５つのポイントを示した（図表-6）。

○特に、各分野の取組ごとのねらいを整理するのではなく、その地域における食育推進で目指す姿について十分に関係者間で話し合い、食育推進の目標を決定することが重要である。食育推進の目指す姿として、まちづくりの視点、次代を担う子どもを中心とした人づくりの視点で、計画づくりが進められている市町村もみられた（図表-7）。

図表-6　計画づくりの手順（例）と地域の特性を生かした計画づくりを進める５つのポイント

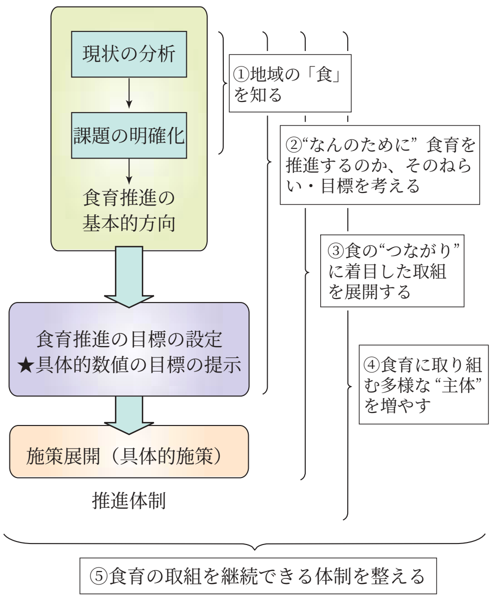

資料：内閣府食育推進室「地域の特性を生かした市町村食育推進計画づくりのすすめ」

図表-7　食育推進の目指す姿（例）

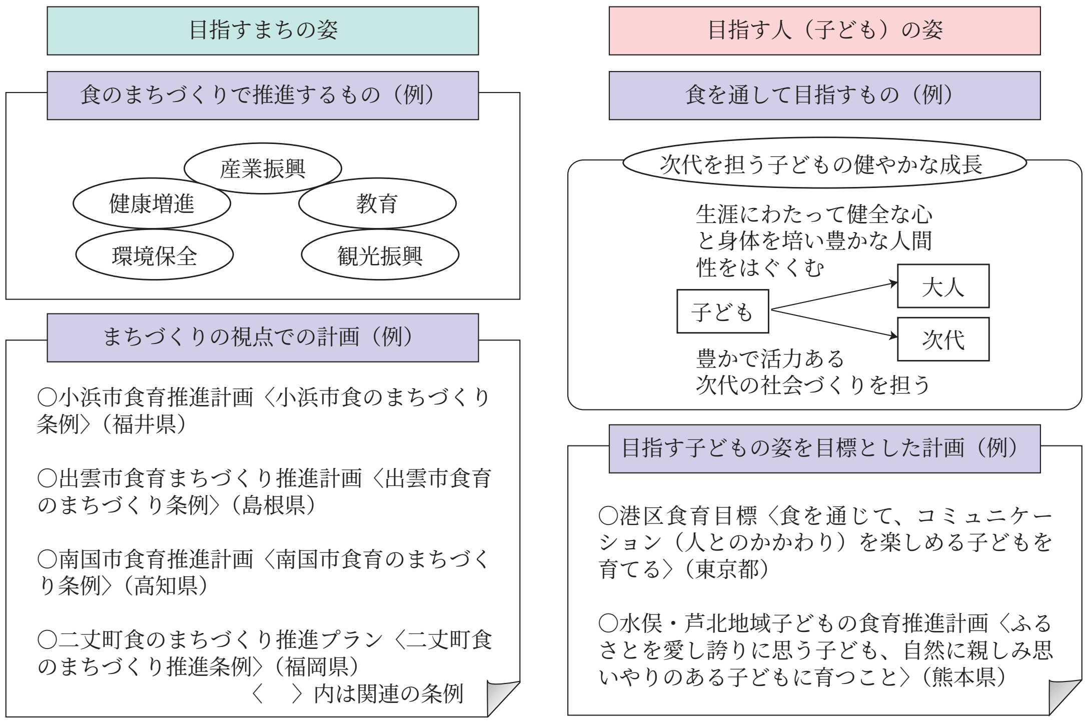

資料：内閣府食育推進室「地域の特性を生かした市町村食育推進計画づくりのすすめ」

●地域の特性を生かした取組事例

○現在、市町村では、食育推進計画の作成が進みつつあり、関係機関や取組内容について、既存のつながりを深め、新たなつながりを生み出す形で、様々な食育活動が展開されはじめている。

○こうした様々なつながりに焦点を当て、取組事例を取り上げた（図表-8）。

○各地域で、地域の特性に応じて、様々なつながりに着目した活動が展開され、地域からの情報発信が進み、全国でそれらの取組が共有化されることで、さらに広がりのある充実した内容の取組が展開されていくことが期待される。

図表-8　食を通じたつながりを創り出す食育活動の取組事例

取　組（例）		つながり（例）
①　生産者が地元食材で子どもとの交流を進める	<福井県大野市>	生産者　地元野菜　子ども
②　食べる人の視点で、生産から消費、健康をつなぐ	<北海道名寄市>	高校生　生産・消費・健康　小中学生
③　親子で一緒に食育「ぺこぺこぺろり」	<山形県>	幼児　絵本　保護者・大人
④　孫世代と一緒にクッキング―3世代食育講座―	<大阪府高槻市>	子ども　料理づくり　高齢者
⑤　太巻き祭りずしで郷土料理と感動を伝える	<千葉県市川市>	伝統郷土料理研究会　祭りずし　子ども
⑥　高校生レストランが地域の夢をつなぐ	<三重県立相可高等学校>	高校生　レストラン　地域
⑦　「野菜をつくって食べるじゃん」番組づくりで新たな取組へ	<山梨県甲州市>	番組づくり　野菜づくり　子ども･関係機関
⑧　かしかりの食の魅力で震災復興を目指す	<新潟県柏崎地域振興局>	震災復興　地域食育応援団

事例②

食べる人の視点で、生産から消費、健康をつなぐ〈北海道名寄市〉

名寄農業高校、名寄市立大学、名寄市教育委員会は、従来の取組を生かし、生産から消費者の健康までをつなぐ「食育」の推進に合同で取り組み、相互に協力・支援を行う。

―高校生が生産から消費、健康までを学び、小中学生に伝え、学ぶ

高校生は、生産から給食提供までの過程、食品や食事・健康について学び、卵・トマトの生産、学校給食センターへの納品を行い、小中学生の給食へのニーズを把握した上で、給食だよりを作成し、市内全小中学校の教室に掲示。高校生の食材が出た日は残食率が減り、小中学生は生産過程とともに成分や給食の栄養バランス等を学び、高校生自身にも知識や意識の変化がみられる。

農業高校生が生産した食材を活用した給食と給食だよりが小中学生に提供されるまでのプロセス

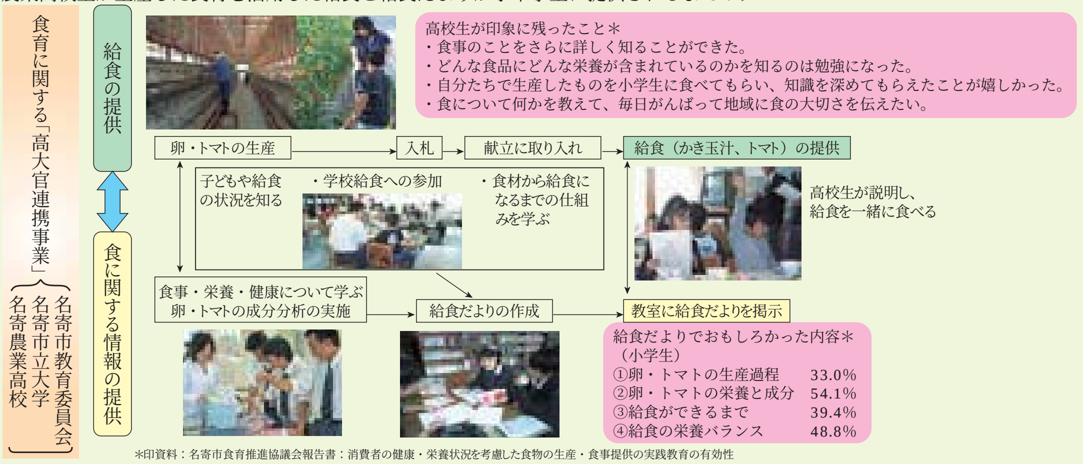

＊印資料：名寄市食育推進協議会報告書：消費者の健康・栄養状況を考慮した食物の生産・食事提供の実践教育の有効性

事例④

孫世代と一緒にクッキング－３世代食育講座－〈大阪府高槻市〉

－市の施政方針にあわせて事業をリニューアル

高槻市の施政方針として「教育・子育て・食育」が重点施策に掲げられたのを機に、市内32地区に配置した健康づくり推進リーダーが行ってきた料理教室を、保護者だけではなく、祖父母や地域の力を借りて、子どもも参加するものにできないかと考えたのが、３世代食育講座。

－祖父母や地域の力を借りて食育を推進

核家族の多い現状。参加の仕方は、３世代同居の家族がそのまま会場に、お孫さんと別居の方が前日から泊りがけで呼び寄せたり、早朝から迎えに行ったりして会場に、さらに地域の人が参加をあきらめていた子どもたちを何人も連れて参加するなど様々な形で、家族や近隣の人とのつながりで子どもと一緒の参加が実現している。

また、夏休みや土日、祝日を中心に実施しているので、お父さんやおじいちゃんの参加も目立ち、その真剣な姿に教室は活気あふれたものになっている。

料理づくりで子どもが自らの可能性を試してほしい、小さい頃から基本的体験を積み重ねてほしい、地域の力とともに人生経験豊かで時間的ゆとりのある高齢者の力を借りて子どもの食育を進めたい、それが事業のねらいであり、事業関係者の願いでもある。

（みんなで一緒にしゅうまいづくり）

（それぞれできることに挑戦）

事例⑤

太巻き祭りずしで郷土料理と感動を伝える〈千葉県市川市〉

－作って、見て、楽しい祭りずしで、食文化を伝承

太巻き祭りずしは、農民の手で作られ、受け継がれてきた千葉県を代表する郷土料理の一つ。地元でとれた食材を使い、大切なお米が美しくみえるように工夫されたもので、切り口の文様が特徴。切った瞬間、「わっきれい！」と感動が広がる。食文化伝承の担い手となる千葉伝統郷土料理研究会市川支部のメンバーは、学校栄養士・学校調理師の有志で構成され、学校給食を通して行事食や伝統食を伝えるとともに、地域のコミュニティ活動を通した親子対象の「祭りずし教室」で体験活動にも取り組む。

－市川市の食育推進計画でも重点的取組として位置づけ

「誰もが健康なまちをつくる」－「食」による健康づくりを目指す市川市の食育推進計画では、海苔や梨に代表される地場産物など市川の豊かさにふれ、日々の食育活動から食生活に関心をもつことに配慮し、“気分のりのり病気なしなし”をキャッチコピーに重点的取組を整理。その取組の一つである「郷土料理、行事食等の食文化を伝える取組」として太巻き祭りずしがコラムとともに取り上げられている。

祭りずし教室

市川市をイメージした太巻き祭りずし

2 家庭における食育の推進

（1）「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進

○子どもの望ましい基本的生活習慣を育成するため、「子どもの生活リズム向上プロジェクト」として、普及啓発や先進的な実践活動を行っている。

○平成20年度においては、「子どもの生活リズム向上全国フォーラム」を開催するほか、各地域において、子どもたちに朝食の重要性を認識させるような実践的調査研究を実施している。

○民間主導による運動推進の中核となる「早寝早起き朝ごはん」全国協議会の会員団体数は、平成20年８月現在、216である。

（2）子どもの肥満予防の推進

○平成19年度厚生労働省補助事業「メタボリックシンドローム予防戦略事業」として、子どもとその保護者等の健康状態、食生活や運動・身体活動等に関する生活習慣の実態把握を行うとともに、地域や学校等との連携の下、子どもとその保護者に対して食生活と運動の両面からアプローチする若年期からの肥満予防対策の取組を実施した。

（3）妊産婦や乳幼児に関する栄養指導

○「妊産婦のための食生活指針」について妊産婦に対する健康診査や各種教室等において活用するなどの普及・啓発を図っている。

○平成19年度には「授乳・離乳の支援ガイド」について保育所等の児童福祉施設での活用を図るため、ブロック別児童福祉施設給食関係者研修会において普及・啓発を行うとともに、母子健康手帳における離乳に関する記載を「授乳・離乳の支援ガイド」を踏まえたものとするため、母子保健法施行規則を改正したところである。

（4）家庭や地域における栄養教諭を中核として取組

○子どもの望ましい食生活の実践を目指して、具体的取組としては、保護者会等を通じた食に関する指導、給食便りやパンフレットの配布など家庭と連携した取組、体験活動、料理教室、給食会など地域と連携した取組、PTA の積極的な取組を促すための働きかけなどがあげられる。

（5）青少年及びその保護者に対する食育推進

○平成18年度「少子化対策と家族・きずなに関する意識調査」によると、現在同居している家族がいる人（18歳以上）で家族の間で大切にしていることは、「一緒に家で食事をする」が59.4％と最も高く、次いで「家族団らんの時間をもつ」（50.6％）、「あいさつをする」（47.6％）の順だった。

○食育推進全国大会では、子どもたちの「食」の重要性とともにそれを支える家庭や社会のあり方を考える契機となるよう、「食育の原点！子どもの育ちを家庭・社会で支える」と題し

たパネルディスカッションを開催し、平成20年１月実施の関東・甲信越地域の少年院における「少年院入院前の食生活実態調査」結果についても話題提供が行われた。

○平成19年11月の「全国青少年健全育成強調月間」（内閣府及び（社）青少年育成国民会議主唱）において取り組むべき課題のひとつとして「食育の推進」を掲げるなど、青少年国民運動の一環としても食育の推進が図られている。

3　学校、保育所等における食育の推進

（１）学校における指導体制の充実

○平成17年度から現職の学校栄養職員が栄養教諭免許状を取得するための講習会を全都道府県で開催している。

○公立小中学校の栄養教諭については、平成20年４月現在で47都道府県において1,886名が配置されている（図表−9）。

○平成20年１月の中央教育審議会答申において、栄養教諭が学校における食育の推進の要であることを明確にした上で、他の教職員や地域社会と連携しつつ、その要としての役割を果たせるよう、栄養教諭の役割・職務の明確化を図るための法制度の整備を検討することなどを明記した。

○これを受けて、学校における食育の推進の明確な位置付けと栄養教諭が学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行うことなどを内容とする学校給食法の改正案を平成20年２月に第169回国会に提出し、同６月に成立し、公布されたところである。

図表−9　公立学校栄養教諭の配置状況

年　度	配置状況	
17	4道府県	34人
18	25道府県	359人
19	45道府県	986人
20	47都道府県	1,886人

17〜19年度は各年度末の配置現人数
20年度は、４月１日現在の配置現人数
資料：文部科学省学校健康教育課調べ

食文化の紹介

（２）学校における指導内容の充実

○栄養教諭は、教育に関する資質と栄養に関する専門性を生かして学校における食育推進の要として、献立作成や衛生管理等の学校給食の管理と学校給食を活用した食に関する指導を一体的に展開している。

○食に関する指導は、学校給食の時間をはじめとする特別活動、各教科、道徳、総合的な学習の時間といった学校教育活動全体の中で体系的、継続的に行われるものであり、その中で栄養教諭はその専門性を生かして、各学級担任や教科担任等との連携を図りながら積極的に指導を行っている。

○平成20年３月に小・中学校の学習指導要領の改訂が行われ、その総則において、「学校にお

ける食育の推進」が明確に位置付けられるとともに、家庭科や保健体育科等、関連教科における食育の観点からの記述の充実を行った。あわせて、幼稚園教育要領の改訂も行われ、領域「健康」において、食育の観点からの記述の充実を行った。

（３）学校給食の充実

学校給食の風景

●学校給食の現状

○平成18年５月現在で小学校では約22,300校（全小学校数の99.2%）、中学校では約9,400校（全中学校数の85.8%）、全体で約33,200校で学校給食が行われており、全体で約1,019万人の子どもが給食を受けている。

●地場産物の活用の推進

○地場産物を学校給食において活用する取組が積極的に進められており、平成17年度の活用率は、全国平均で23.7%（食材数ベース）となっている。

○各都道府県に推進地域を指定し、生産者等から計画的かつ安定的に地場産物の納入が図られるよう、学校と地域の生産者等の連携体制を整え、地場産物を食に関する指導の「生きた教材」として活用した農業体験活動などのモデル事業を行っている。

●米飯給食の一層の普及・定着

○米飯給食は、伝統的な食生活の根幹である米飯に関する望ましい食習慣を子どもに身に付けさせることや、日本文化としての稲作について理解させるなどの教育的意義を持つものであり、週当たり３回の実施を目標に据え、その普及を図っている。

○平成18年度において、米飯給食を受けている幼児・児童・生徒数は、約972万人であり、完全給食を受けている幼児・児童・生徒数の99.9%となっている。また、週当たりでは2.9回となっている。

○米飯給食のより一層の推進を図るため、米飯給食の実施回数が少ない都市部の保護者や学校給食関係者を対象とした「ごはんで給食フォーラム」を開催している。

（４）保育所での食育推進

○平成20年３月に「保育所保育指針」を改定（平成21年４月施行）し、食育の意義について明らかにしている。

○今後はこの指針を踏まえ、保育所における「保育課程」及びそれに基づく「指導計画」の中に食育に関する計画を位置づけ、保育所で働く全ての職員が共通認識を持って計画的に取り組んでいくことが望まれる。

○保育所において、所長、保育士、栄養士の協力の下、各地域や施設の特性に応じた食育の計画作成が推進されるよう、平成19年11月には研究事業として「保育所における食育の計画づくりガイド」を取りまとめ、その周知を図ったところである。

4　地域における食生活の改善等のための取組の推進

（1）栄養バランスが優れた「日本型食生活」の実践

○我が国のカロリーベースの食料自給率は、近年では40%程度で推移しているものの、世界の先進国の中で最低の水準であり、食を大きく海外に依存していることから、これを改善していくためにも「日本型食生活」の実践を促すことが重要である。

○テレビ等のマスメディアを活用し、「日本型食生活」や食育に関する様々な情報提供を行っている。特に、若年層の朝食欠食を減らすとともに、日本型食生活を普及・啓発するため、テレビ CM、フリーペーパー等を活用し、食品関係の企業、団体とも連携した、官民挙げての「めざましごはんキャンペーン」を実施している。

（2）「食事バランスガイド」等の活用促進

○健康づくりの観点から、平成19年10月の食生活改善普及月間において、「食事バランスガイド」の普及啓発に重点を置いた活動を実施した。

○「日本型食生活」の実践を促進するため、生産、流通、消費の各段階において「食事バランスガイド」を活用した食生活を推進する取組をモデル的な取組に対して支援を行った。

スーパーマーケットの店頭での「食事バランスガイド」の掲示

産地直売所で掲示した地域版食事バランスガイドを使った看板

（3）専門的知識を有する人材の養成・活用

○管理栄養士・栄養士、専門調理師・調理師の養成を行っており、平成18年度には栄養士免許が約２万件（累計交付数約87万件）、調理師免許が約５万件（累計交付数約338万件）交付されている。

○社団法人日本栄養士会では、会員である管理栄養士等が、学校や保育所、地域などで乳児期から高齢者までの食育を推進していくために、人材育成や教材作成、食育推進事業などの活動をしている。

○社団法人全国調理師養成施設協会では、平成19年度に、104校の調理師養成施設で約9800名を対象に食育の普及啓発事業を実施した。

○高度な調理技術を生かして地域の食育推進運動のリーダーとして活躍できる専門調理師は、平成20年７月現在約9,500名に上った。

（4）健康づくりのための取組の推進

○平成20年度から、運動習慣の徹底と食生活の改善を基本とする健全な生活習慣の形成に向け、食育の推進とも連携した健康づくりのための国民運動「健やか生活習慣国民運動」を展開している。

○平成19年度厚生労働省補助事業「メタボリックシンドローム予防戦略事業」として、壮年期を中心とした肥満対策として、運動施設等を活用した具体的な体験機会の提供など、民間産業とも連携した事業を実施した。

○平成18年度に保健所及び市町村で栄養指導を受けた者は約538万人（うち妊産婦は約31万人、乳幼児は約292万人）である。

○社団法人日本歯科医師会など歯科関係の４団体は、平成19年６月に「食育推進宣言」を行い、日本歯科医師会は「食育推進支援ガイド」を作成した。

（5）食品関連事業者等による食育推進

○食品関連事業者等は消費者との接点を多く有していることから、様々な体験活動の機会の提供や健康に配慮した商品・メニューの提供、食に関する情報や知識の提供が求められている。

○食品製造業、小売業、外食産業等では、生産ライン・店舗の見学、製造・調理体験、農作業体験、料理教室の開催といったもののほか、店舗でのイベントや食育体験教室、の開催や出前授業の開催等、様々な取組が行われている。

○飲食店等では、健康に配慮したメニュー（ヘルシーメニュー）の提供や外食における栄養成分表示を推進している。

（6）ボランティア活動による食育推進

○食育推進にかかわるボランティア数は、平成18年度の28万人から、平成19年度では33万人に増加した。

○都道府県では、研修会の実施、意見交換の開催、登録事業の実施など、ボランティア活動の支援が実施されていた。

○全国約18万８千人の食生活改善推進員が、「毎月19日は食育の日」全国一斉キャンペーン活動、おやこの食育教室の活動（約５万３千人受講）を始め、スポーツ少年を対象とした出前食育教室、在宅介護食ボランティア講習会、男性のための料理教室の開催など、地域に根ざした食育活動を展開している。

高知県「食育の日」普及用の横断幕

料理教室の風景

（7）食文化継承のための取組の推進

西富田こども伝統文化「郷土食」教室

小学校でのフランス料理を楽しむ会の風景

○郷土料理や食文化の継承の手段の一つとして、食生活改善推進員が全国各地で居住地域の「わが町の食事バランスガイド」の作成に取り組み、DVDにまとめ全国各市町村に配布した。

○「伝統文化こども教室事業」の一環として、地域に伝わる伝統的な郷土食等に関する教室を実施している。

○平成19年10～11月に開催した「第22回国民文化祭・とくしま2007」では、“身も心もうまうまカーニバル!!”をテーマに「食文化フェスティバル」が実施された。

○社団法人全日本司厨士協会、社団法人日本調理師会、社団法人日本中国料理協会では、それぞれの団体の特徴を生かした専門調理師等による食育事業に取り組んでいる。

○「知的財産推進計画2008」（平成20年６月18日、知的財産戦略本部決定）において、日本ブランドの確立と世界への発信を強化するため、分野横断的な日本ブランド戦略を構築することとしている。

5 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等

（1）都市と農山漁村の共生・対流を通じた都市住民と農林漁業者の交流の促進

○グリーンツーリズム等を通じた都市住民と農林漁業者の交流の進展のために、優良事例の表彰、交流拠点施設の整備等を実施した。

○都市部での体験農園や農山漁村での滞在型市民農園の整備を推進し、設置された体験農園は、全国で172農園（平成19年度末）となった。

○全国各地に伝わる郷土料理のうち、農山漁村で脈々と受け継がれ、かつ国民的に支持されうる料理を郷土料理百選として平成19年12月に選定した。

（2）農林漁業者等による体験活動の推進

○平成19年度は、有識者による「教育ファーム推進研究会」を立ち上げ、教育ファーム推進についての今後の取組課題と方策の検討を行い、「教育ファーム推進のための方策について最終報告書」を取りまとめた。

○酪農体験を通じて食と生命の教育を支

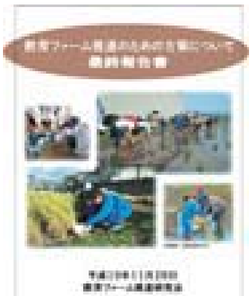

教育ファーム推進研究会　最終報告書

種籾からの米作り

援する酪農教育ファームの取組を推進しており、認証牧場数は全国で249牧場(平成20年４月現在)に達している。

○学校内外で農業体験活動に取り組む小中学生等の間の交流や情報交換のためのネットワーク「子どもファーム・ネット」の活動への支援を行っている。

酪農教育ファーム活動

（３）地産地消の推進

○地域における地産地消の実践的な計画（地産地消推進計画）の策定を推進し、997地区（都道府県、農協等団体含む。平成19年度末）で計画が策定された。

○全国地産地消推進協議会の主催による「全国地産地消推進フォーラム2008」が平成20年２月に開催され、基調講演、優良事例の表彰等が行われた。

（４）バイオマス利用と食品リサイクルの推進

○「農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律案」を農林水産省、経済産業省及び環境省と共同で、第169回国会に提出した（平成20年２月)。

○食品リサイクル法については、食品小売業及び外食産業の取組が進んでいないなど、食品関連事業者の取組に格差がみられることを踏まえ、食品関連事業者に対する指導監督の強化と再生利用等の取組の円滑化等を図るため、食品リサイクル法の一部改正が行われ、平成19年12月に施行されたところである。

6　食品の安全性に関する情報提供の推進

（１）リスクコミュニケーションの充実

ジュニア食品安全委員会

○リスクコミュニケーションの主要な取組の一つとして、食品安全委員会、厚生労働省及び農林水産省が連携した意見交換会を、全国各地で平成19年度に22回実施した。

○平成19年度から新たに、地域の指導者育成講座の受講者を主な対象として、関係者間の意思疎通を円滑にする能力を身に付ける「リスクコミュニケーター育成講座」を実施するとともに、小学生高学年を対象にジュニア食品安全委員会を開催した。

○平成19年度には、「リスクコミュニケーションの評価手法等に関する調査」、「マスメディア報道の分析に基づく情報発信の手法に関する調査」及び「地域におけるリスクコミュニケーションに関する調査」を実施した。

（２）食品の安全性に関する情報提供

○ホームページ、パンフレット、季刊誌やDVD等を通じて、食品の安全性に関するわかりやすい解説を行うとともに、「食品安全性総合情報システム」を構築し、蓄積・整理した国内外の関連情報をホームページで公開し、情報の共有化を図っている。

7 調査、研究その他の施策の推進

（1）調査、研究等の実施

○国民健康・栄養調査の実施・公表、栄養教育や食育プログラムの開発に関する研究、農林漁業や食料に関する統計調査の実施・公表等を行っている。

（2）食品情報に関する制度の普及啓発

○食品表示に関する制度は、食品の安全性確保や消費者の商品選択に資する情報を提供することを目的として定められている。

○表示事項の信頼性の向上を図るため、原料供給者についても JAS 法上の表示を義務付けるよう平成20年１月に品質表示基準を改正し、平成20年４月から施行することとした。

○食品表示制度の運用の適正化に当たっては、国や都道府県等による日常的な監視のほか、「生活安心プロジェクト緊急に講ずる具体的な施策」（平成19年12月17日「生活安心プロジェクト」に関する関係閣僚会合了承）を受け、平成20年２月に関係省庁間で「食品表示連絡会議」を設置し、同年５月には「食品表示監視協議会」を全ての都道府県において設置するなど、更なる監視体制の充実を図っているところである。

○食材の原材料の原産地表示を求める消費者の声が強くなっていることを踏まえ、平成20年３月にはすべての加工食品を対象とした通知「加工食品に係る原料原産地情報の積極的な提供について」を発出し、事業者による原産地表示の自主的な取組を促進しているところである。

○食品表示制度については、平成20年６月に閣議決定された「消費者行政推進基本計画」に基づき、今後消費者庁（仮称）が創設されれば、消費者庁が関係者と連携しつつ、横断的に所管することとなっている。

（3）海外の食育に関連する状況、国際交流の推進等

○諸外国においても、子どもを対象とした食育に関連する取組には重点が置かれており、州政府、地方行政、学校との連携で推進する「チーム栄養プログラム」（米国）、学校を訪問して子どもに食材の選択や調理方法等を教える「クッキングバス」（英国）、栄養や調理に関する実践的な生活技術を身に付ける「栄養に関する技能証明書」（ドイツ）、五感を使って感じとることから始まる「味覚の授業」（フランス）等様々な取組が実施されている。

○海外広報活動の中で食育関連トピックを取り上げ、在外公館で配布している一般広報誌「にっぽにあ」や海外のテレビ局に無償提供している映像資料「ジャパン・ビデオ・トピックス（Japan Video Topics）」において日本の食文化の紹介を行った。

モバイルキッチン（クッキングバスを開放した状態）

栄養に関する技能証明書を手に誇らしげな子どもたち